

(議長)

日程第10、議案第5号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第5号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、でございます。

地方税法及び同法施行令、同法施行規則の一部改正による国民健康保険税の免除制度新設に伴い、江差町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

「税務課長」(補足説明)

それでは、議案第5号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書は14ページから15ページ、定例会資料につきましては、11ページから14ページの資料の2の新旧対照表となります。

本改正につきましては、地方税法などが改正され、令和6年1月1日から産前産後期間の国民健康保険税を一定期間免除する制度が新設されたため、改正するものでございます。

免除の内容でございますが、産前産後期間に係る所得割額及び均等割額を減額するもので、免除期間は、単体妊娠の場合は4か月間、双子などの多胎妊娠の場合は6か月間、国民健康保険税を免除するというものでございます。

以上が一部改正の主な内容となっておりますので、ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮り致します。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第5号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。